

「令和8年度西区中学生の海外派遣事業」にかかる委託事業者の募集について

西区役所では、「令和8年度西区中学生の海外派遣事業」について、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により、次のとおり委託事業者を募集します。

令和8年1月16日
大阪市西区長 三村 浩也

募 集 要 項

第1章 業務の内容に関する事項

1 事業の目的と概要

大阪・関西万博の開催によって、世界中から多様な人や文化、知識が集まり、グローバルな視野や多様な価値観、世界とつながることや国際理解の大切さについて、社会的関心が高まっている。

こうした背景をふまえて、成長が著しい中学生の時期に海外でさまざまな経験を積むことで、西区の子どもたちが日本とは異なる文化や社会の様子を直接知り、異文化に適応できる柔軟性や、自ら考えて行動する自律性、積極的に挑戦する姿勢、広い視野を身につけることをめざすとともに、世界共通語である英語を使ってのコミュニケーション力や、国際的な場で活躍するための高いリーダーシップ力の養成を図る。

帰国後は、派遣された生徒による報告会などを通じて、学校や地域にも経験や気づきを共有し、国際理解教育を一層推進することで、学校や地域社会全体の魅力向上につなげる。

2 業務内容

別紙「令和8年度西区中学生の海外派遣事業 業務委託仕様書」のとおり

3 事業規模（契約上限額）

金 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本プロポーザルに係る契約の締結については令和8年度大阪市予算成立を条件とする。予算が成立せずに契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じてもその損害について一切負担しない。

4 契約期間

令和8年4月1日～令和8年10月31日

5 履行場所

本市指定場所

6 費用負担

事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、西区役所総務課（以下「本市」という。）は契約金以外の費用を負担しない。

第2章 契約に関する事項

1 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

2 委託料の支払い

原則として業務完了後、発注者の検査に合格した場合、受注者からの請求に基づき支払う。ただし、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、前払いによる業務委託料の支払いを請求することができるものとする。

3 契約書案

別紙「業務委託契約書（経常型）」を参照

4 契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当する場合は免除
保証人 不要

5 再委託について

- (1) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等について、再委託することができない。
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては本市の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、本市は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと本市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受託者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

6 その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

第3章 選定にあたっての手続き等に関する事項

1 応募資格等

(1) 次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 本店所在地の消費税及び地方消費税、市町村民税及び都道府県税の未納がないこと。
- ウ 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- カ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(2) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。

- ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行責任を持つことのできる事業者とすること。
- イ 参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
- ウ 代表者及び構成員は上記（1）ア～カの基準の全てを満たしていること。
- エ 構成員は、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- オ 参加申請時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載すること。
- カ 単独で応募した事業者は、他の共同体の構成員となることはできない。
- キ 代表者及び構成員は、複数の共同体の構成員として応募することはできない。

2 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年1月16日（金） |
| (2) 参加申請書受付開始 | 令和8年1月16日（金） |
| (3) 質問受付期間 | 令和8年1月16日（金）～令和8年1月28日（水）午後3時 |

(4) 事業説明会申込期間	令和8年1月16日（金）～令和8年1月20日（火）午後3時
(5) 事業説明会	令和8年1月22日（木）
(6) 質問に対する回答	令和8年2月2日（月）
(7) 参加申請書提出期限	令和8年2月6日（金）午後3時
(8) 参加資格決定通知	令和8年2月10日（火）予定
(9) 企画提案書受付締切	令和8年2月20日（金）午後3時
(10) 書類審査結果通知	令和8年3月4日（水）※企画提案者5者以上の場合
(11) プレゼンテーション審査	令和8年3月10日（火）
(12) 選定結果通知	令和8年3月13日（金）予定
(13) 契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）予定
(14) 事業完了	令和8年10月31日（土）

3 応募手続き等に関する事項

（1）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和8年1月16日（金）～令和8年2月6日（金）

午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

ただし、最終日（2月6日）は午後3時までとする。

イ 提出方法

持参のほか、郵送での提出を可とするが、受付期間最終日に必着とし、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとする。

なお、受付にあたっては、持参の場合、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行わない。

ウ 提出書類

①公募型企画プロポーザル参加申請書（様式第1－1号）（共同体で申請する場合は、様式第1－2号）

②誓約書（様式第2号）

③法人又は団体の概要（様式第3号）

④法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（3か月以内に発行したもの：写し可）

※法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出すること。

⑤直近1か年分の本店管轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか：写し可）ただし、未納の額が無いことがわかるものであること）

⑥直近1か年分の本店所在地の市町村及び都道府県が発行する納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可（全税目の証明様式がない場合、直近1か年の「法人事業所税・法人（市町村）民税」及び「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可。営業が1年未満の者、若しくは非課税で本証明書が1か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）））

※令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、④⑤⑥は省略できるものとする。

※共同体で申請する場合は、提出書類②③④⑤⑥について、すべての団体分を提出すること。また、共同体の協定書の写しを提出すること。さらに、共同体の代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。（様式不問）

- エ 提出部数
各 1 部
- オ 提出場所
「第 5 章 3」と同じ
- カ 参加資格決定通知
すべての参加申請者に対し、令和 8 年 2 月 10 日（火）（予定）に E-Mail により通知する。

（2）質問の受付・回答

- ア 受付期間
令和 8 年 1 月 16 日（金）～令和 8 年 1 月 28 日（水）午後 3 時まで
- イ 提出方法
「令和 8 年度西区中学生の海外派遣事業業務委託公募型企画プロポーザル質問票（様式第 4 号）」に記載し、次の E-mail アドレス宛に送信すること。
※送信の際にはメール件名を「【質問票：令和 8 年度西区中学生の海外派遣事業業務委託】」と入力の上、送信すること。
E-mail アドレス : tf0001@city.osaka.lg.jp
※電話や来訪などメール以外での質問は受け付けない。
なお、様式については、大阪市ホームページよりダウンロードすること。
- ウ 回答方法
令和 8 年 2 月 2 日（月）に大阪市ホームページに掲載する。
※質問がない場合は掲載しない。

（3）事業説明会

- 申請予定者に対して、次のとおり事業説明会を開催する。
※参加を希望する場合は、必ず所定の方法により申込を行うこと。
- ア 実施日時
令和 8 年 1 月 22 日（木）10 時～12 時（予定）
詳細は、事業説明会申請者あて別途 E-Mail にて通知する。
- イ 実施場所
西区役所 5 階 501 会議室
- ウ 提出方法
「令和 8 年度西区中学生の海外派遣事業業務委託公募型企画プロポーザル事業説明会参加申込書（様式第 5 号）」に記載し、令和 8 年 1 月 20 日（火）午後 3 時までに次の E-mail アドレス宛に送信すること。
※送信の際にはメール件名を「【事業説明会参加申込書：令和 8 年度西区中学生の海外派遣事業業務委託】」と入力の上、送信すること。

E-mail アドレス : tf0001@city.osaka.lg.jp

なお、様式については、大阪市ホームページよりダウンロードすること。

エ 出席人数

参加人数は、1団体2名までとする。

(4) 企画提案書の提出

- ア 提案できる企画提案書は、1応募者1案とする。
- イ 企画提案書はA4版縦置き、ホッチキス止め2箇所（左綴じ）とすること。カラー/モノクロは問わないが、白黒コピーをしても鮮明に読むことのできる原稿とすること。簡潔かつ分かりやすく作成し、提出すること。（ページ数は問わない。）
- ウ 下記エ以外の様式は自由とする。（下部にページ番号を記載すること）ただし、（様式第6号）を表紙として添付すること。
- エ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとし、各項目について（様式第7号）に具体的に記載すること。

①海外派遣の内容

- ・派遣する国とその意義
- ・滞在する予定の宿泊場所及びその設備内容
- ・体験学習の概要及びその実施順序
- ・予定する食事場所と食事の内容
- ・体験学習先、食事場所、宿泊先への案内体制
- ・旅行保険の内容
- ・保護者及び当区への派遣生の安否連絡体制 等

②事業実施スケジュール

- ・確実に事業を遂行するための実施スケジュール

③受注者体制

- ・本事業実施にかかる運営体制・危機管理体制・個人情報管理体制について事業全般の確実かつ効果的な実施に必要な人員体制、従事業務内容、安全配慮方法、個人情報の適切な管理方法 等
- ・共同体の場合、構成員ごとの役割分担及び連携方法
- ・引率や派遣生・保護者へのフォローにかかる再委託を予定する場合、当該再委託の内容、その理由、予定する再委託金額及び再委託相手先

④事業遂行の確実性（類似業務実績）

- ・企画提案の裏付けとなる過去5年間の類似業務（他の地方公共団体や当区以外の本市他市町村等における本事業と類似の業務、または自社主催の類似業務）とその実績

⑤本事業における経費の内訳（様式第8号）

- ・派遣生募集のちらしの作成、印刷、送付にかかる経費
- ・各種説明会にかかる経費
- ・海外派遣にかかる経費（現地での滞在にかかる経費、引率者の経費等）
- ・その他（事業報告書作成にかかる経費等）

オ 提出書類

令和8年度西区中学生の海外派遣事業業務委託企画提案書

正本1部（記名したもの）副本7部 計8部で提出すること。

副本には、記名せず、事業者を特定できる箇所（社名・事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

なお、様式については、大阪市ホームページよりダウンロードすること。

カ 提出期限

参加資格決定通知を受け取った日から令和8年2月20日（金）まで

午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

ただし、最終日（2月20日）は午後3時までとする。

提出期限までに提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、提出期限最終日に必着とし、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとする。

なお、受付にあたっては、持参の場合、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行わない。

キ 提出場所

「第5章3」と同じ

第4章 選定について

1 審査・選定

（1）選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定する。

審査項目	審査内容	配点
業務遂行にあたっての総合的な視点、事業の企画内容 【50点】	企画提案の内容全般において、「令和8年度西区中学生の海外派遣事業」の趣旨・目的を理解し、事業を委託するにふさわしい考え方や企画内容が示されているか。	30点
	業務手法は具体的かつ効率的で、実現性があるか。	10点
	学生や保護者に対して高い関心や期待を喚起し、安心して参加を望める内容となっているか。	10点
事業の実施体制 【10点】	安全管理体制・組織体制・運営基盤の確実性が確保されているか。	10点
スケジュールの妥当性 【10点】	工程の計画性、事前研修、派遣内容などについて、無理や無駄のない実効性の高い運営体制となっているか。	10点
業務遂行にあたっての費用積算等の妥当性 【15点】	事業の内容に関して適切な人件費や経費が見込まれているか。	15点
類似業務の実績 【15点】	海外語学研修や国際文化交流プログラム等の類似業務の実績が、本事業の実施に資するものであるか。	15点

合計		100 点
----	--	-------

※最高点の者が複数いる場合は、「業務遂行にあたっての総合的な視点、事業の企画内容」の得点が最も高い事業者とする。なお、最高得点であってもその評価点数が全委員の平均評価点で60点に満たない場合は、最優秀提案事業者に選定せず該当者なしとする。また、応募者が1者の場合も上記と同様の方法により審査を実施する。

(2) 選定方法

- ア 本企画提案については、選定会議を開催し、その意見を参考に、本市で受託予定者を選定する。
なお、選定委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。
- イ 選定委員は、上記（1）の基準に沿って企画提案書の審査を行う。
なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。
※企画提案者が5者以上あった場合は、選定委員における書面審査を行い、プレゼンテーション・選定委員会の参加について通知する。

ウ プrezenteShon審査

- ①実施日時 令和8年3月10日（火）
時間等は事前に企画提案者へ別途 E-Mail にて通知する。
- ②実施場所 大阪市西区新町4丁目5番14号 西区役所 502会議室
- ③出席人数 1団体につき、2名まで
- ④内容・方法等 「第3章3応募手続き等に関する事項（4）イ」の書類を使用し、企画提案（内容等）について口頭にて説明を行うこと。なお、企画提案書締切日以降の資料の追加・変更は認めない。

1団体あたり30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とする。

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

- エ 審査の結果、評価点が最も高い者が複数いる場合は、「業務遂行にあたっての総合的な視点、事業の企画内容」の得点が高い者を受託予定者とする。この場合において、当該評価点の合計が同一の場合は、クジにより受託予定者を決定するものとする。
- オ 選定委員の評価点の平均が60点を下回っている場合は選定対象とならない。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は令和8年3月13日(金)(予定)に、全ての企画提案書提出者あてE-mailにより通知し、また大阪市ホームページにも掲載する。

第5章 その他の事項について

1 提案に対する費用、条件等

- (1) 企画提案書等の作成・提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (5) 本プロポーザルは受託予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本市と協議をしながら仕様の策定を行うこととし、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となる。

2 契約に関する事項

受託予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

3 問合せ先

〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号
西区役所総務課 5階51番 吉本・大橋
TEL: 06-6532-9939
FAX: 06-6538-7316
E-Mail: tf0001@city.osaka.lg.jp